

百五総合研究所 会員事業部 行
FAX:059-228-9380

百五総研「総合補償制度」ご相談申込書

■下記〈個人情報の取り扱いについて〉ならびに〈ご注意点〉に同意のうえ、下記照会項目につき相談します。

お申込日	(西暦) 年 月 日	会員番号		受付 No.	
貴社名			代表者 (役職・氏名)		
住所	〒				
業種			売上高	千円	
連絡先	役職名		TEL	-	-
	氏名		FAX	-	-

○印欄	ご依頼内容	○印欄	ご依頼内容
☐	総合補償制度の説明が聞きたい。	☐	その他 ()
☐	総合補償制度の見積りがほしい。		

○印欄	保険種類	○印欄	保険種類
役員の皆さまに関する補償		製造・販売している商品に関する補償	
☐	D&Oマネジメントパッケージ	☐	PL保険(生産物賠償責任保険)
☐	雇用関連賠償責任保険	☐	海外PL保険
サイバー攻撃・情報漏えいに関する補償		☐	リコール保険
☐	サイバーリスク保険	保険期間の中途での加入も随時受け付けています。 (毎月10日締切、翌月1日加入)	
☐	個人情報漏えい保険		

〈会員情報の取り扱いについて〉

ご記入頂きました会員情報は百五経営情報クラブ会則第10条(会員情報の取り扱い)並びに、百五総合研究所の「個人情報保護について」および「個人情報保護宣言」(<https://www.hri105.co.jp/info/privacy.html>)に従って適切に取り扱います。また、ご記入頂きました会員情報は本総合補償制度の受付、連絡、ご提供の目的に利用するものとし、本総合補償制度提携先である株式会社ヘルシーファミリー並びに引受保険会社に提供いたします。※株式会社ヘルシーファミリーは、ご記入頂きました会員情報を「勧誘方針・プライバシーポリシー」(<http://healthy-family.co.jp/privacy/>)に従って適切に取り扱います。

〈総合補償制度について〉

・この総合補償制度は下記を団体保険契約者とし、百五経営情報クラブ特別会員の皆様を記名被保険者または記名法人とする各種保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は下記団体保険契約者が有します。
・特別会員でない場合、この総合補償制度に加入することができませんので、ご注意ください。なお、本総合補償制度に加入した特別会員が会員を退会した場合には、その情報を取扱代理店および引受保険会社に提供いたします。
・過去の事故歴等によっては、お引受けできない場合もありますので、予めご了承ください。

百五総合研究所 会員事業部 TEL 059-228-9105

〈ご注意点〉

本チラシは総合補償制度の概要を説明したものです。各保険の内容は別途ご用意している商品企画書等をご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご加入手続き・その他詳しい内容等についてご不明な点がありましたら、下記の取扱代理店または引受保険会社へご照会ください。
東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本制度に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の審査および本制度の履行のために利用するほか、本制度以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。詳細は、代理店または東京海上日動火災保険株式会社までご照会ください。

〈お問い合わせ先〉

取扱代理店

株式会社ヘルシーファミリー

(住所) 〒514-0028 三重県津市東丸之内33番1号 津フェニックスビル3階
(TEL) 059-226-6453

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

担当: 三重支店 津支社

(住所) 〒514-0028 三重県津市東丸之内33番1号 津フェニックスビル9階
(TEL) 059-224-0221

2020年1月作成 19-TC06482

事業リスク
への対策は
万全ですか?

百五経営情報クラブ特別会員の皆様へ

百五総研「総合補償制度」 団体保険のご案内

(団体保険期間: 2020年3月1日～2021年3月1日)

HRI 株式会社
百五総合研究所



**D&Oマネジメント
パッケージ**
(経営責任総合補償特約条項付帯
会社役員賠償責任保険)

株主代表訴訟

第三者訴訟

訴訟
リスク

**雇用関連
賠償責任保険**

パワハラ
セクハラ

不当解雇

雇用
リスク

情報管理
リスク

不正アクセス等

サイバー攻撃

情報漏えい

**サイバー
リスク保険**

**個人情報
漏えい保険**

製造
リスク

海外からの訴訟

生産物事故

リコール費用

PL保険

(生産物賠償責任保険)

海外PL保険

リコール保険

事業活動を取り巻く様々なリスクから会員
総合補償制度をご の皆様をお守りすることをコンセプトに
用意しております。

総合補償制度一覧

役員の皆さまに関する補償

1 D&Oマネジメントパッケージ(経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険) P5・6

会社経営に関する損害賠償リスクから 会社・役員を守ります!!

会社役員等の個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が被る損害等を補償するのに加え、会社が負担する各種費用等の補償もワンパッケージで包括的にご提供いたします。会社役員が損害賠償請求されるのは、株主代表訴訟だけではありません。上場・非上場問わず、第三者や従業員からの訴訟は全ての会社役員が抱えるリスクです。

2 雇用関連賠償責任保険 P7・8

不当解雇やセクハラ・パワハラ等の 雇用関連の損害賠償リスクから会社・役員等を守ります!!

従業員に対する労働条件についての差別的・不利益な取扱いや、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金、争訟費用等)を補償する保険です。

サイバー攻撃・情報漏えいに関する補償

3 サイバーリスク保険 P9・10

事業活動を取り巻くサイバーリスクを 包括的に補償することで会社を守ります!!

貴社(記名被保険者)が不正アクセス等のサイバー攻撃を受けた場合に、その対応のためのフォレンジック調査等に関する費用や、実際に発生した情報漏えい等に起因して提起された損害賠償請求訴訟に関する損害賠償金・争訟費用等を、被保険者が負担することによって被る損害を補償する保険です。

4 個人情報漏えい保険 P11・12

個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する 賠償損害や費用損害から会社を守ります!!

個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生したことにより、被保険者が「法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)」および「事故対応期間内に生じた個人情報漏えい対応費用を負担することによって被る費用損害(謝罪会見・謝罪広告費用やお詫び状作成費用等)」を補償する保険です。

経営者の皆さまを、様々な企業活動における従来からのリスクと近年高まりつつあるリスクの両方からお守りする「総合補償制度」をご用意しました。
「役員の皆さまに関する補償」、「サイバー攻撃・情報漏えいに関する補償」、「製造・販売している商品に関する補償」の3つのカテゴリーについて、以下7つのプランをご案内いたします。

製造・販売している商品に関する補償

5 PL保険(生産物賠償責任保険) P13・14

国内で発生した PL事故・食中毒事故から会社を守ります!!

貴社(記名被保険者)が製造または販売した製品や提供した仕事・サービスの結果によって日本国内において生じた他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金、争訟費用等)を補償する保険です。

6 海外PL保険 P15・16

訴訟・和解の示談代行*1などにより、 海外で発生したPL事故の賠償責任リスクから会社を守ります!!

貴社(記名被保険者)が製造または販売した製品によって海外において生じた他人の身体の障害または財物の損壊(その結果として生じるその財物の使用不能損害等を含みます)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金、争訟費用等)を補償する保険です。

*1 現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除きます。

7 リコール保険 P17・18

通常PL保険では補償されない多大な費用が発生する リコールリスクから会社を守ります!!

生産物のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することにより被保険者が負担する諸費用を補償する保険です。

●当制度における製造リスク3商品の補償イメージ

下図は当制度における製造リスク3商品に関する保険商品を簡略に記載したイメージです。補償の詳細については、別途ご用意している企画書等でご確認ください。

	対人・対物事故(リコールの場合は、そのおそれを含みます)の発生場所	
	日本国内*2	海外
製造・販売のPL事故	PL保険 (生産物賠償責任保険)	海外PL保険 基本補償部分
対人・対物事故の 発生・拡大の防止を 目的としたリコール	リコール保険 *2 日本国内に 存在する生産物	生産物回収費用担保特約(オプション)*3 *3 日本国内で対人対物事故が発生し、 海外でリコールを実施する場合も補償対象

D&Oマネジメントパッケージ

(経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険)



会社経営に関する損害賠償リスクから
会社・役員を守ります!!

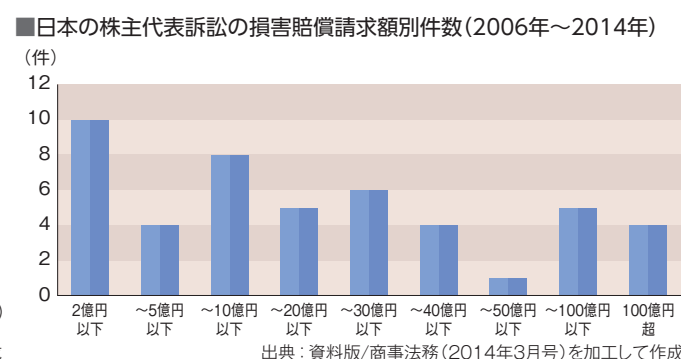
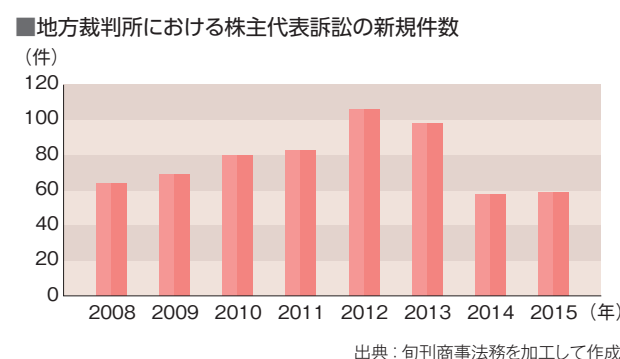
「D&O」とは「Directors and Officers」の略で、取締役や監査役といった会社役員のことをいいます。

株主代表訴訟に関するデータ

株主代表訴訟の件数は毎年60件～100件で推移、高額訴訟も発生

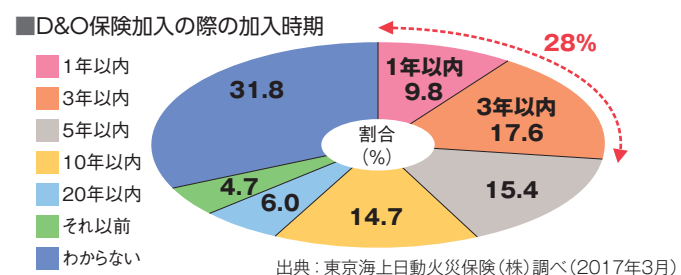
2015年4月の改正会社法施行により、多重代表訴訟*が可能となったことを受けて、**株主代表訴訟への関心が高まっています**。海外売上高比率・外国法人等による株式保有割合の増加により、海外での訴訟や外国人株主からの訴訟等の**高額賠償リスクはさらに高まるのが予想されます**。

* 親会社株主による子会社役員への責任追及を可能とする制度。これにより、**非上場子会社の役員も株主代表訴訟のリスクを負うことになります**。



近年D&O保険への加入が増加

D&O保険の加入時期は、2017年3月の調査では、「1年以内」が10%、「3年以内」まで含めると28%となっており、近年加入が堅調に増加している傾向にあります。



事故例

会社業績が大幅悪化して…

新規事業への過大投資で本業収益が圧迫されたことにより業績が悪化。役員の投資決定判断に重大な過失があったとして株主から損害賠償請求された。

関連会社の債務を肩代わりして…

関連会社が不動産投資に失敗。親会社として債務を肩代わりしたことに対し、株主から賠償請求された。

従業員による不正取引があって…

従業員の不正取引によって会社が被った損失に対し、監視・監督義務を果たしていないとして、株主から損害賠償請求された。

粉飾決算の訴訟が長期化して…

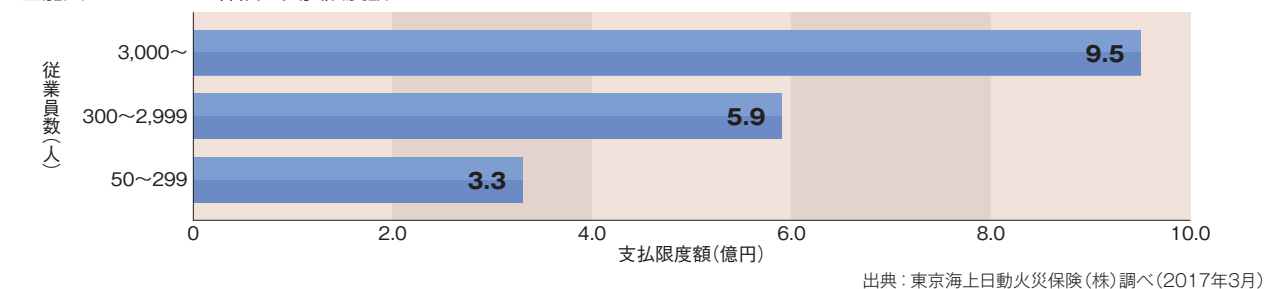
非上場製造会社の株主が粉飾決算による損失を理由に、当該企業の役員に対して損害賠償請求を行った。裁判が2年間の長期にわたり、争訟費用等の各種費用がかさんだ。

概要

● 高額訴訟に対応する支払限度額設定が可能

● 2017年の調査によると、D&O保険に加入している企業が設定している平均支払限度額は、大企業ほど高額になる傾向があり、3,000人以上の大企業では平均9.5億円となっています。

■ 加入しているD&O保険の支払限度額



● 不祥事発生時の第三者委員会の設置・活動費用も補償対象

● 不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、第三者委員会の設置・活動または委員への報酬のために会社が支出した費用について、**5,000万円**を限度として補償します。

※「保険期間中総支払限度額」の内枠となります。

発生する主な費用の例

- 第三者委員会への報酬
- コピー代、調査実施場所までの交通費
- 資料収集整理費用、外部者への分析依頼費用
- 報告書作成費用、公表にかかる費用

主な特長

● 費用の補償が充実!

「社内調査費用」「第三者委員会設置・活動費用」「改善報告書等作成費用」などの会社が負担する費用のほか、国外において役員個人に生じる各種対応費用(刑事手続対応費用等)も対象となります。

● 会社から役員への賠償請求(会社訴訟)も対象!

株主代表訴訟・第三者訴訟に加え、会社訴訟も対象となります。役員が会社から賠償請求された場合、株主からの提訴請求がなくても、補償されます。

※米国の法令に基づく会社訴訟については、提訴請求に基づく会社からの損害賠償請求が対象となります。提訴請求に基づかない米国の会社訴訟は、争訟費用のみが対象となります。

● ハラスメント・不当解雇や、過労死・過労自殺も対象!

従業員から役員個人に訴訟が提起された場合に、役員個人が負担する損害賠償金・争訟費用を補償します。

● 社外役員も手厚くお守りします!

社外取締役・社外監査役についても、1名1億円まで(全体で3億円まで)補償します。

● ご家族(相続人)も手厚くお守りします!

役員の相続人についても、1名1億円まで(全体で3億円まで)補償します。

● 役員退任後の補償も安心!

退任後に会社の保険が継続されなかった場合にも、自動的に補償期間を10年間延長して補償します。

雇用関連賠償責任保険



不当解雇やセクハラ・パワハラ等の
雇用関連の損害賠償リスクから会社・役員等を守ります!!

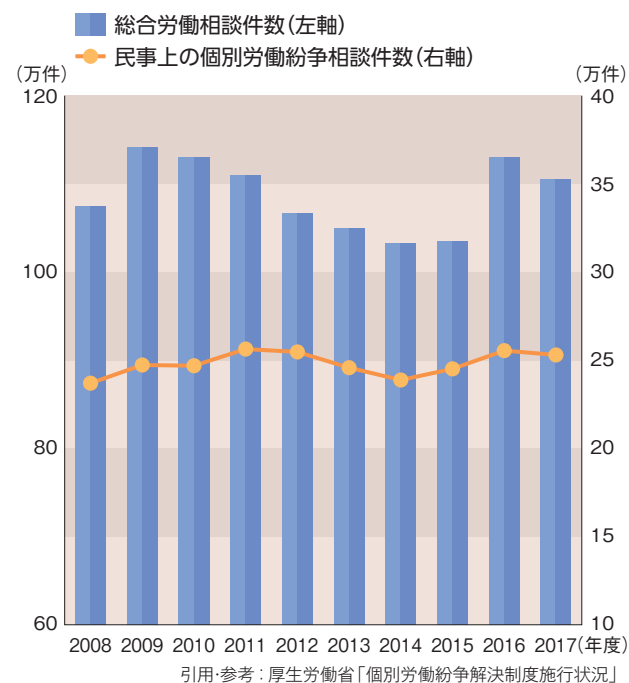
労働紛争に関するデータ

53人に1人*1の潜在リスク

解雇、職場におけるいじめなどの相談件数は年間100万件超(全国の労働局の総合労働相談コーナーへの相談件数。)となっており、単純計算すると100名規模の企業では1.9人分の潜在リスクがあることになります。

*1 2017年平均の雇用者数(5,819万人)を相談件数(110万件)で割ったもの

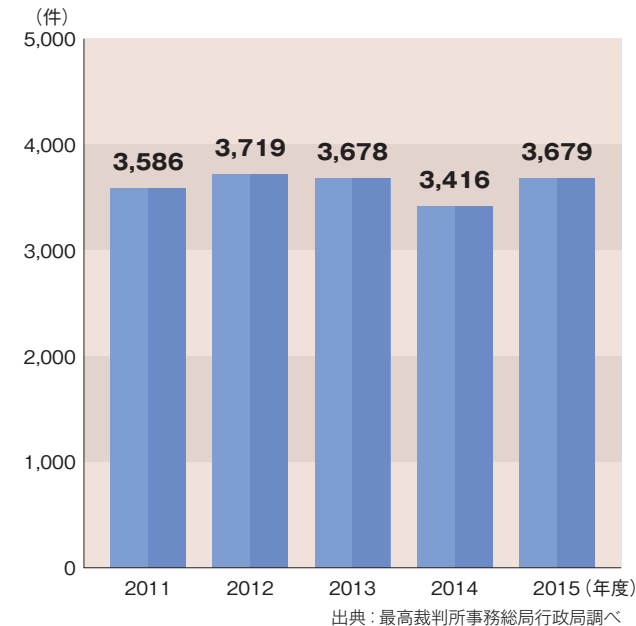
■総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争件数の推移



労働審判制度とは

個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、原則として3回以内の期日で、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的として設けられた制度で、2006年4月に始まりました。審理に要する期間は平均で約2か月半といわれており、調停が成立して事件が終了するケースが多く、労働審判に対する異議申立がされずに労働審判が確立したものなどと合わせると、全体の約8割の紛争が労働審判の申立をきっかけとして解決しているものと思われる、毎年3,500件前後が新受されています。

■全国の労働審判事件新受件数の推移



事故例

セクハラ被害による賠償命令〈セクハラ〉

社内でセクシュアルハラスメントを受けた女性従業員から、会社が何ら再発防止策を講じないためにセクシュアルハラスメントを受け続け、精神的苦痛を受けたとして、人事担当役員が損害賠償を請求された。

パワハラによる損害賠償請求〈パワハラ〉

営業成績が悪いと上司から罵声を浴びせられるなどのパワーハラスメントを受け、精神的苦痛を被ったとして、担当役員が、元従業員5人から約3,000万円の損害賠償請求を受けた。

就業規則に基づき解雇するも不当解雇と訴えられる〈不当解雇〉

不当な理由で解雇されたため名誉をき損されたとして、元従業員から役員が損害賠償を請求された。

概要

雇用関連賠償責任保険の補償イメージ

下図は労務関連リスク2商品の補償イメージです。補償内容の詳細については、別途ご用意している商品企画書にてご確認ください。

		訴訟対象	
		会 社	役員個人
賠償リスク	セクハラ・パワハラ・不当解雇による賠償リスク	雇用関連賠償責任保険 基本補償部分 使用者賠償責任担保特約(オプション)	
	過労死等による賠償リスク		
	経営判断ミスによる賠償リスク*2	補償なし	D&Oマネジメントパッケージ

*2 労務管理態勢の不備について、役員に「会社に対する善管義務違反」があり、それによって会社に経済的な損害が生じる等のリスク。

保険金のお支払い方法(基本補償部分)

【法律上の損害賠償金および各種費用】
以下により算出された金額をお支払いします。ただし、ご加入された補償期間中の総支払限度額が限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \left(\text{被保険者が被った損害の合計額} - \text{免責金額} \right) \times \text{縮小支払割合}$$

保険金をお支払いしない主な場合(基本補償部分)

- 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った侵害行為
 - 他人の身体障害(精神的苦痛に起因するものを除きます。)または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺
 - 労働者(過去に労働者であった者および労働者となるための申込みを行った者ならびにこれらの者の法定相続人を含みます。)以外の者からなされた損害賠償請求
 - 侵害行為を行った者に対してなされた損害賠償請求
- 等

主な特長

- 労働者への侵害により発生した精神的苦痛等の事故に起因して、会社・役員・管理職の方等が負担する損害賠償金等を補償します。
- 最大1億円まで補償します。
- 使用者賠償責任担保特約(オプション)で、メンタルヘルス疾患・過労死等の労災事故によって被保険者が使用者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

サイバーリスク保険



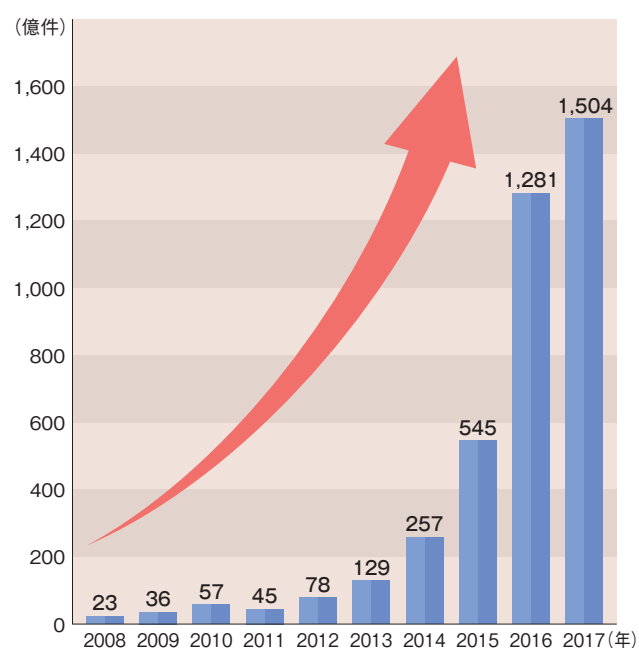
事業活動を取り巻くサイバーリスクを
包括的に補償することで会社を守ります!!

サイバー犯罪に関するデータ

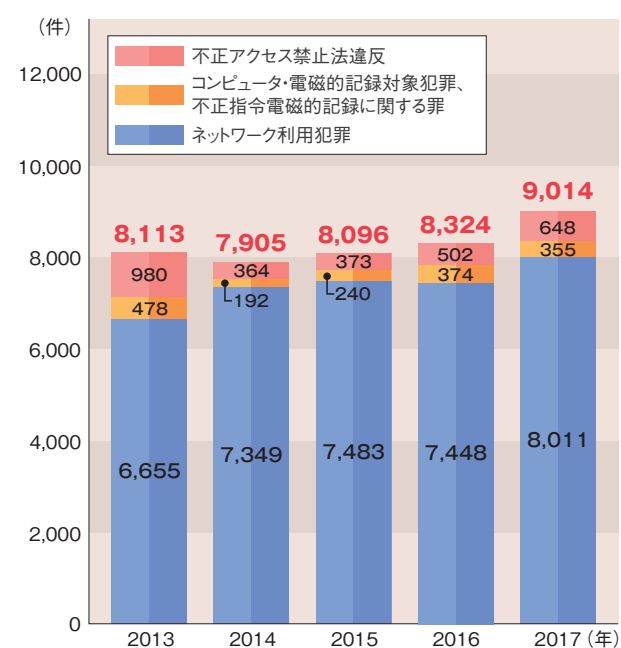
サイバー犯罪の増加

日本国内のネットワークに向けられたサイバー攻撃は激増の一途をたどっています。これまでのサイバー攻撃では、多くの機密情報を有する大企業や官公庁がターゲットだと考えられてきました。しかしながら、最近ではセキュリティ体制が脆弱な中小企業も標的になるケースが相次いでいます。いまやサイバー攻撃は、日本国内にあるすべての企業が標的になっているといっても過言ではありません。

■日本国内のネットワークに向けられたサイバー攻撃関連の通信件数の推移



■サイバー犯罪の検挙件数の推移



事故例

業務用パソコン数台が不正なプログラム(マルウェア)に感染し、ホームページも改ざんされていることが判明。感染したパソコンから顧客情報が漏えいしている可能性があったためホームページ上で外部に公表するとともに、専門業者へ原因や影響等の調査を依頼したところ約1万人分の個人情報外部に漏えい

していることが判明した。同社は企業イメージの一層の低下を防止するため、外部機関に緊急対応のコンサルティングを依頼し、見舞金支払い等の被害者対応を行ったが、被害者の一部から、プライバシーの侵害を理由に損害賠償請求を提起された。

支出

- 被害状況の把握100万円
- 原因調査・証拠保全の実施.....1,100万円
- 事態収拾、コールセンター委託、再発防止費用380万円
- 見舞金支払い(500円×1万人)500万円
- 謝罪広告費用500万円
- 損害賠償金7,000万円
- 争訟費用300万円

合計
9,880万円

概要

サイバー攻撃による様々な被害を補償

サイバー攻撃は、手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後さらに増加すると懸念されています。強固なセキュリティを構築しても、サイバーリスクを完全に排除することは困難です。サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を包括的に補償します。



標的型メール攻撃

主にマルウェア付きの電子メールを用いて特定の組織や個人を狙う攻撃です。



ランサムウェア

PC内のファイルを暗号化したり、PCをロックしたりすることで、業務継続を困難にし、元に戻すことと引き換えに「身代金」*を要求するマルウェアです。



ウェブサイト改ざん

組織のウェブサイト外部から侵入し、ウェブサイトの内容を書き換えてしまう攻撃です。



DDoS攻撃

複数箇所から同時に大量の通信を発生させ、インターネットサイト等を利用できなくする手法です。



盗難・紛失/メール誤送信

PCやUSBメモリの盗難・紛失、またはメールを関係の無い社外の人に誤って送信する等、組織内部の人間の過失により発生する事故です。



内部不正

組織内部の人間が、個人情報や営業機密を社外に不正に持ち出す等の行為です。

*「身代金」を支出したことにより被る損害は補償対象外です。

不正アクセス等の“おそれ”の調査費用も補償

不正アクセス等の発見時の各種対応費用だけでなく、不正アクセス等の“おそれ”が発見された時の外部機関への調査依頼費用(フォレンジック費用)も補償します。



主な特長

賠償責任だけでなく事故対応費用も補償します

損害賠償責任に関する補償

- 損害賠償金
- 争訟費用 等

サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

- 社告費用
- 情報漏えい見舞金
- コールセンター設置の費用
- 外部機関への調査依頼費用
- データ復元費用
- コンサルティング費用 等

ご加入者様にはご希望により、次のサービス(無料)をご提供します

ベンチマークレポートサービス

ベンチマークレポートサービス	サイバーリスクベンチマークレポートのご提供
ベンチマークレポートサービス	ご加入者様がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、スコアリングしたサイバーリスクベンチマークレポートをご提供いたします。

緊急時ホットラインサービス

緊急時ホットラインサービス	サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償
サイバークイックアシスタンス	ウィルス感染やネット接続不具合等のトラブルに対して、アドバイスやリモートサービス等を行います。
サイバーエキスパートアシスタンス	高度な専門性を要する事象に対して、より専門的な視点でのアドバイスや専門事業者の紹介を行います。

個人情報漏えい保険



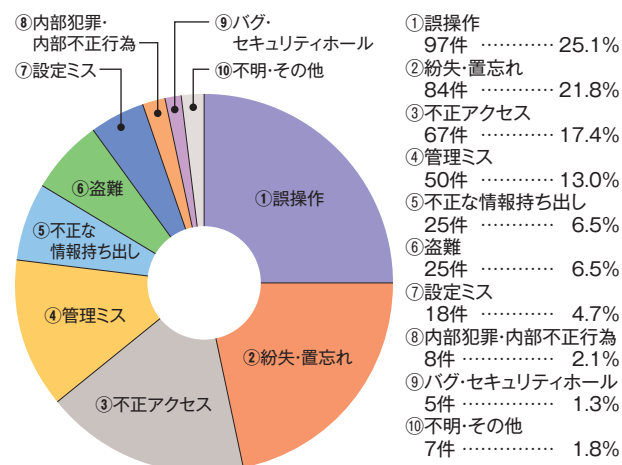
個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する賠償損害や費用損害から会社を守ります!!

個人情報漏えいに関するデータ

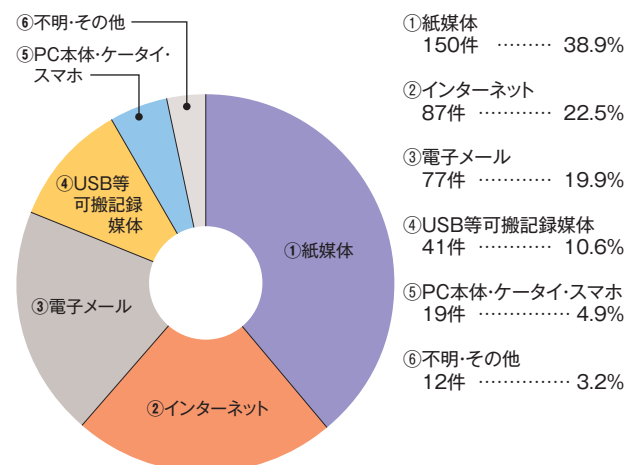
個人情報事故の概要

	2017年	2005～2016年平均
漏えい件数	386件	1,302件
漏えい人数	519万8,142人	1,452万4,556人
1件当たりの漏えい人数	1万4,894人	1万4,368人
1件当たり平均想定損害賠償額	5億4,850万円	5億6,058万円
1人当たり平均想定損害賠償額	2万3,601円	4万335円

個人情報漏えい原因の件数割合



漏えい経路(媒体)比率【件数】



出典：NPO日本ネットワークセキュリティ協会 「情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」

事故例

メール配信サービスで…

あて先を非表示にして配信すべきところ、誤って全登録者のメールアドレスと氏名を表示して配信してしまった。

事務職員が自宅作業で…

使用したパソコンがウイルスに感染し、パソコン内に保存していた個人情報が流出してしまった。

悪意のある社員が…

顧客情報を無断で持ち出し、名簿業者に売却してしまった。

情報の重要性に注意せず…

個人情報を記載した文書を、取り違えて別人に渡してしまった。

コンピューターウイルスにより、5,000名の個人情報を漏えいしてしまったら…

損害賠償金	1万円 × 5,000名分
謝罪広告費用	200万円
お詫び状作成、発送費用	100円 × 5,000名分
お見舞い品購入費用	500円 × 5,000名分
コンサルティング費用・弁護士相談費用	400万円費用
損害額合計	5,900万円

※損害想定例であり、実際の保険金支払事例ではありません。

概要

●個人情報の漏えいによる様々な損害を補償

万全の対策をしても、個人情報漏えいを完全に防ぐことは困難です。万一漏えいした場合の賠償損害、対応費用などの負担は大きく、保険の備えが必要です。



ウィルス、ワーム



誤操作
メールの誤送信



データの持出し



システム設定・
接続設定の誤り



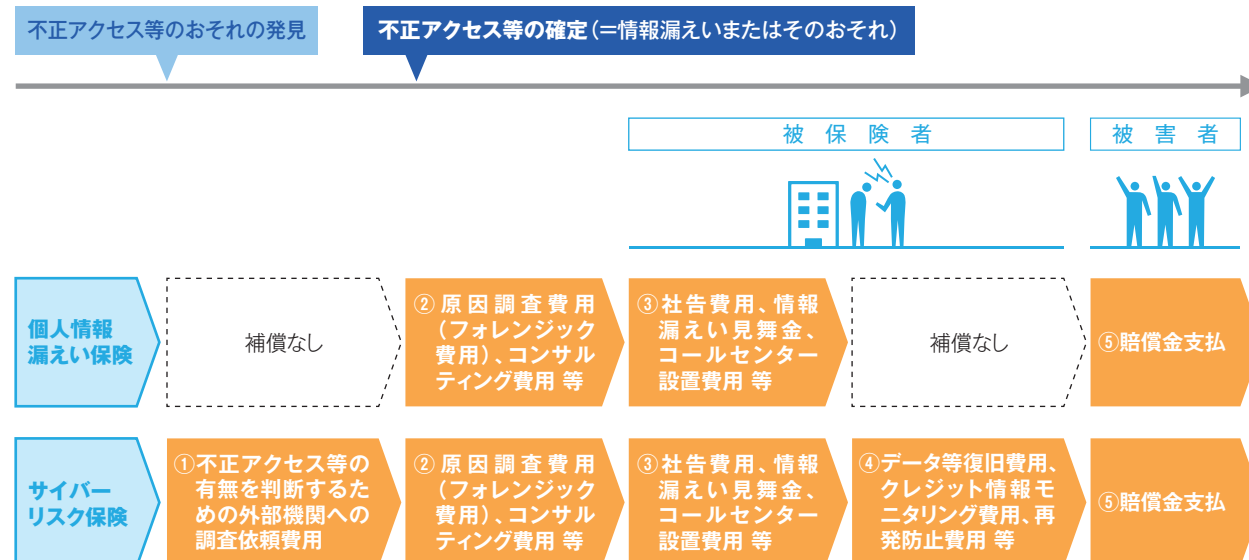
内外部からの
不正アクセス

サイバーリスク保険と個人情報漏えい保険の主な違い

- サイバーリスク保険なら、下図のように不正アクセス等が確定する前の、「不正アクセス等のおそれ」が発見された時の外部機関への調査依頼費用も補償の対象となります。
- サイバーリスク保険なら、**データ復元費用、クレジットカード不正使用**のモニタリング費用まで補償されます。
- サイバーリスク保険なら、**サイバーリスクに関する情報や教育支援ツール、サイバーリスクベンチマークレポート等を無料でご提供**するサービスが付帯されます。

不正アクセス等のおそれと、個人情報の漏えいまたはそのおそれの発生

サイバーリスク保険では、下図①②③④⑤の損害を補償し、個人情報漏えい保険では、②③⑤の損害を補償します。



主な特長

- 個人情報漏えいの「おそれ」が発生した場合でも補償します。
- 不正アクセスでパソコン内に保存していた従業員の個人情報が流出した場合なども補償します。
- 従業員だけでなく委託先事業者による個人情報の漏えいまたはそのおそれも補償します。

PL保険(生産物賠償責任保険)



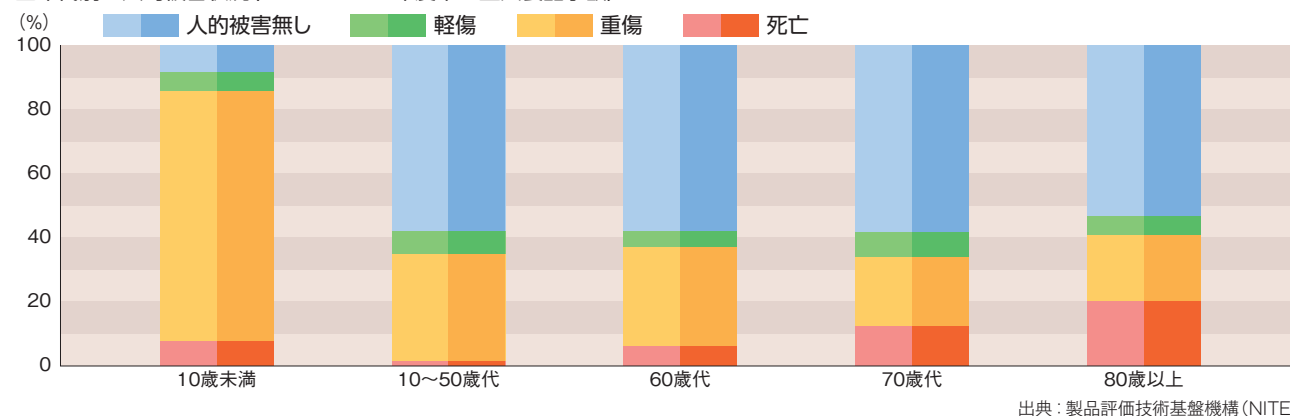
国内で発生した
PL事故・食中毒事故から会社を守ります!!

PL事故に関するデータ

重大製品事故の年代別人的被害状況

- 製品事故では誰もが被害者になりえますが、高齢者や子どもの場合は、特に被害が深刻になりやすい傾向があります。
- 2012年度から2016年度までの重大製品事故による人的被害の状況をみると、「死亡」の割合は、高齢になるほど増大しています。

■年代別の人的被害状況(2012～2016年度中の重大製品事故)



※重大製品事故とは、消費生活用製品における死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災事故をいいます。重大製品事故が発生した場合、製造・輸入事業者は、発生を知った時から10日以内に内閣総理大臣への報告が義務付けられています。

事故例

●PL事故は様々な業種で発生します。

製造業 損害額…約**6,700**万円

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。

工事業 損害額…約**1,900**万円

被保険者が行った防水工事に不備があり、施工後、雨水が建物内に漏れて、内装設備等を汚損させた。

卸売業 損害額…約**300**万円

被保険者である水産物卸売業者がウニをホテルに納入したところ、腸炎ビブリオが発生し、ホテルの宿泊客約40人が食中毒となった。

食品製造業 損害額…約**300**万円

被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があったため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。

請負業* 損害額…約**4,000**万円

被保険者が風呂ボイラのメンテナンスを誤ったため、入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。

飲食業 損害額…約**1,400**万円

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。

* 請負業の事業者が加入する「請負業者賠償責任保険」では、工事・作業中の事故が対象であり、仕事の終了後・お客様へ引渡し後の事故は補償されません。したがってこれらの事故について補償を受けるためには、PL保険への加入が必要となります。

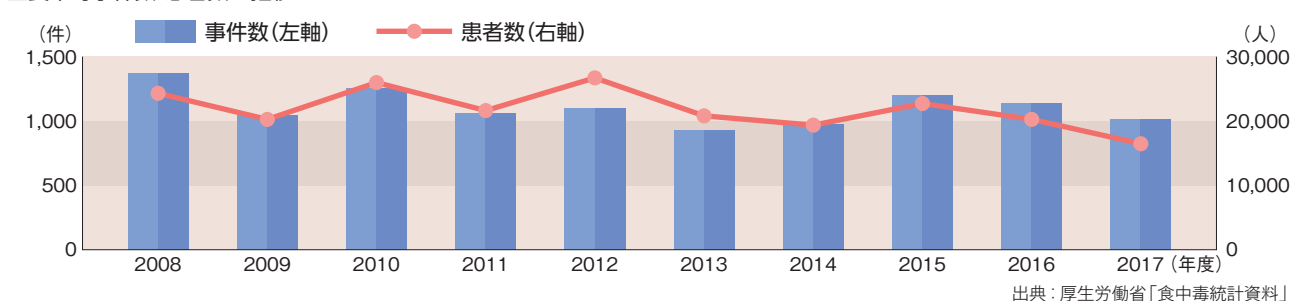
概要

- 製造業だけでなく、販売業、飲食店、工事業、請負業等幅広い業種が加入対象
- 食中毒事故も補償します。

食中毒の発生状況

- 毎年、**食中毒は約1,000件発生**しています。また、**1事件当たりの患者数は、約20名**となっています。

■食中毒事件数・患者数の推移



主なオプション補償

●訴訟対応費用担保特約

保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対して日本国内において損害賠償請求訴訟が提起された場合に、被保険者が応訴の為に負担する事故の再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の**社会通念上妥当な訴訟対応費用に対して保険金をお支払いする特約です。**

●追加被保険者特約

貴社が製造または販売した生産物や行った仕事の結果に起因して日本国内で生じた事故について**損害賠償請求を受けるおそれがあり、追加被保険者として加入依頼書に明記された方を被保険者に追加することができます。**

※記名被保険者から引き渡された後に追加被保険者によって行われた生産物または仕事の目的物の加工・改造・修理等に起因して追加被保険者が被る損害は補償の対象となりません。

●初期対応費用担保特約

保険の対象となりうる事故が発生した際に、**被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事故の見舞金等の社会通念上妥当な初期対応費用に対して保険金をお支払いする特約です。**結果として、被保険者に法律上の賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。

●不良完成品損害担保特約

貴社の生産物を原材料や部品等として使用した完成品や、貴社の生産物・完成品である機械・工具を用いて製造または加工された財物が、不良品となることによる損害を、一定の条件の範囲内で補償対象とすることができます(貴社の生産物自体の損壊を除きます)。

主な特長

- 初期対応費用担保特約(オプション)にて、賠償責任の有無がはっきりしない対人事故において、事故発生初期段階で支出した被害者への見舞費用も補償の対象となります。
- 訴訟対応費用担保特約(オプション)にて、訴訟対応費用をお支払いします。

海外PL保険



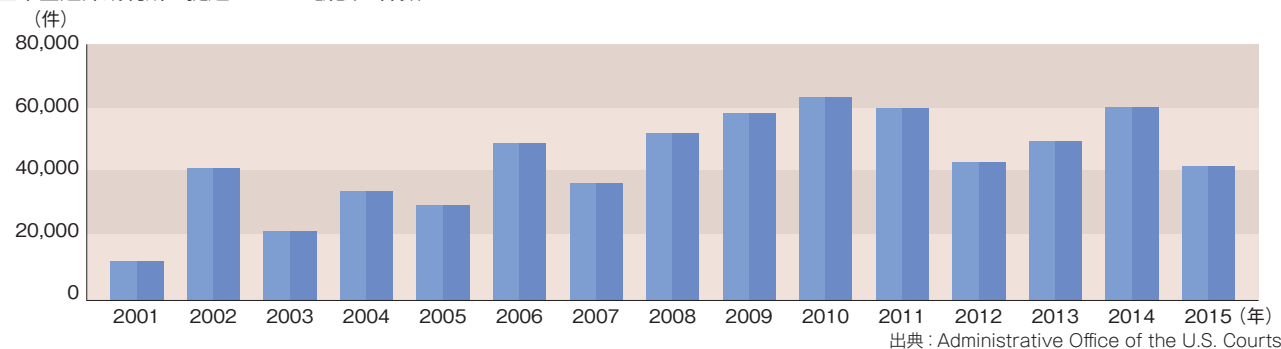
訴訟・和解の示談代行*1などにより、
海外で発生したPL事故の賠償責任リスクから会社を守ります!!

*1 現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除きます。

海外でのPL訴訟に関するデータ

米国PL訴訟の状況

■米国連邦裁判所に提起されたPL訴訟の件数



- 一般的に、連邦裁判所に提起されるPL訴訟の件数は、州裁判所に提起される件数全体の5%程度といわれます。従って、アメリカ全体ではこの20倍以上の訴訟が提起されていると考えられます。

米国PL訴訟高額事例

ドリルのケーブルが切れ頭に刺さり死亡	約2億6500万ドルの評決	(08年)
高齢女性がホルモン療法で乳癌を発症	約1億3400万ドルの評決	(07年)
ダイエット薬を飲み肺の病気で死亡	約10億ドルの評決	(04年)

中国PL訴訟の状況

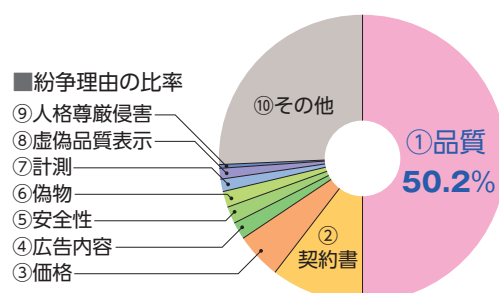
■中国消費者協会における紛争処理件数

項目	2011年	2012年	2013年	2014年
受理件数	607,263	543,338	702,484	619,415
解決割合	94%	93%	91%	88%

出典: 中国消費者協会ホームページ

中国PL紛争事例

- 輸入自動車のエンジン不調について、日本のメーカーと商社等に対し8百万円の支払いを命ずる判決が出された。【山西省】
- シャワー装置に起因する漏電により死亡。中国のメーカーに対し、遺族への賠償金等として17万円の支払いを命ずる判決が出された。【浙江省】



- 上の円グラフを見ると「①品質問題」が、全体の約50%を占めています。PLに直接関係するのは「⑤安全性」の部分ですが、品質問題からPL事故に発展する場合があります。また、品質と事故との因果関係が不明瞭な言いがかり的な訴訟になることもあります。

事故例

食品缶詰を海外に輸出して…

缶詰に混入した金属片によりケガをしたとして賠償請求された。

携帯電話の完成品メーカーに日本国内で製造した電子部品を提供して…

完成品メーカーがアジア各国に輸出。輸出先国の外国人から発火してヤケドをした原因は電子部品メーカーにあるとして賠償請求された。

日本製の日用品を爆買いする訪日外国人が急激に増加して…

日本国外に持ち帰った外国人から、製品によってケガをしたとして賠償請求された。

概要

- 貴社製品により海外で発生した対人・対物事故による損害賠償請求を補償
国内PL保険(生産物賠償責任保険)は、日本国内で発生した事故のみを対象としています。

- 想定される高額な費用に対応し、最大1,500万ドルまで加入可能

アメリカをはじめとして海外のPL訴訟額は一般的に高額なほか、言いがかり的な訴えに多額の争訟費用を費やされるケースもあります。

東京海上日動(引受保険会社)による示談代行

- PL訴訟防御サービスは、とくに海外での訴訟対応体制を持たない日本企業にとって、大きなメリットとなります。

防御義務について

海外PL保険の特徴で、まず挙げられるのが、**防御義務**です。国内のPL保険とは異なり、引受保険会社が防御の義務と権利を有する商品、いわゆる示談代行商品となります。(ただし、現地の法令等により禁止・制御されている場合は対象外となります。)

東京海上日動のフレームサービスと訴訟対応実績

東京海上日動のクレームサービス体制

- 世界3極の拠点、各国の弁護士・エージェントのネットワーク
- 事案に応じて最適な防御チームを結成
- 事案のハンドリング・防御コストのコントロール
「包括提携・丸投げはしない」
- 独自の弁護士開拓(単純に大手事務所の大先生を選ぶと失敗します)

世界3拠点名	場 所	設立年
TM Claims Service, Inc	米 国	1987年
TM Claims Service Europe Limited.	欧 州	1974年
東京海上日動火災保険(株)(コマーシャル損害部)	日 本	1979年

40年以上にわたる高い訴訟対応実績

- 東京海上日動には豊富なPL訴訟対応実績があります。

■海外PLクレームサービス通算件数

北米PL	北米以外PL	海外PL合計
36,343件	4,195件	40,538件

(2017年9月時点)

※勝訴率は和解・訴訟の取り下げを含みません。

米国の東京海上日動案件勝訴率	約88%
全世界の東京海上日動案件勝訴率	

(2017年9月時点)

主な特長

- 日本国内のみで製造・販売している企業への海外からの訴訟リスクにも対応
日本国内でしか製品を製造販売していない場合でも、その製品が海外に出回ると、海外でPL責任を問われるケースがあります。

たとえば **間接輸出品**

製品が他社の完成品に組み込まれて輸出されているかもしれません。

たとえば **グレー・マーケット製品**

知らないうちに、製品が海外に持ち出されているかも知れません。

- 貴社製品の回収に要した費用の一部を補償します(オプション)

生産物回収費用担保特約条項をセットすることで、製品の欠陥等によって生じる回収費用(リコール費用)を最大100万ドル(約1億円)*2まで補償します。

*2 基本契約の支払限度額以下での設定となります。また、業種により、最大5万ドルとなる場合があります。

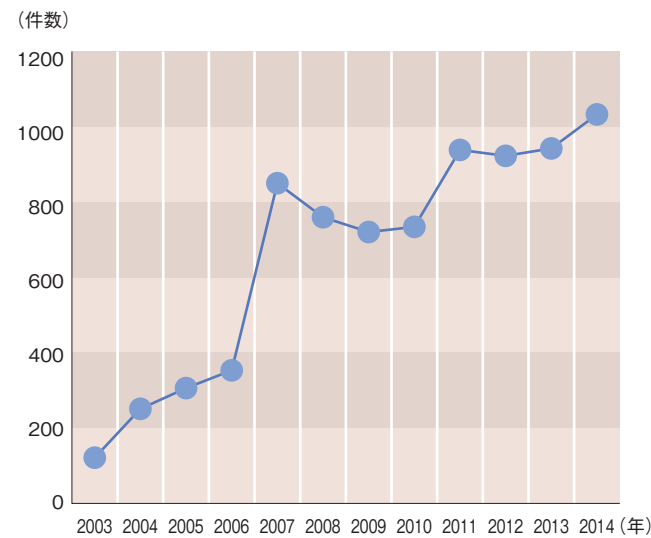
リコール保険



通常PL保険では補償されない多大な費用が発生する
リコールリスクから会社を守ります!!

リコールに関するデータ

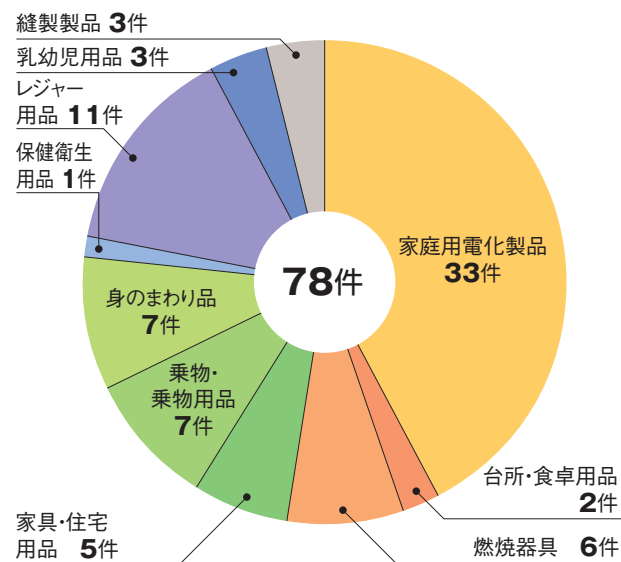
■リコール件数の推移(食品の場合)



※件数には再社告・リコール件数を含みます。

出典：農林水産消費安全技術センター

■社告回収等一覧(2016年4月～2017年3月)



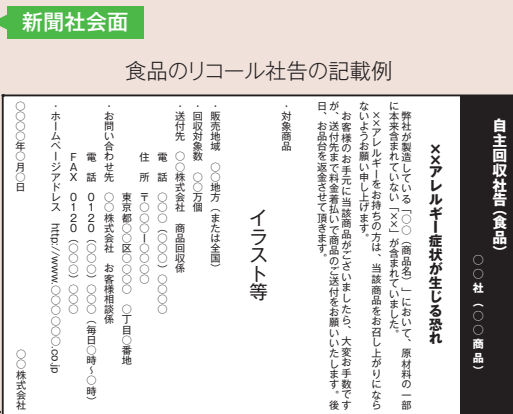
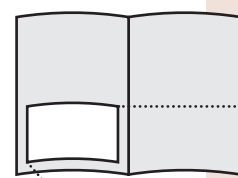
出典：製品評価技術基盤機構(NITE)

リコール実施時にかかる費用の種類(例)

- 1 社告を新聞等に掲載するための掲載料*1
- 2 通信費用・文書作成費用
- 3 信頼を回復するために行う広告宣伝費用

*1 社告(社会面38センチ×23.8センチ程度)にかかる掲載料(参考値)

全国紙	1社…… 約 1,000万円
地方紙	1社…約 80～100万円



事故例

設計ミスで暖房のエアフィルタが落下

機械器具製造業 損害額…**8,209万円**

暖房の吸込み口の設計ミスにより、エアフィルタが落下する不具合が発生。落下物による人身事故の危険性があり、回収修理を決定した。

アルミ缶入り食品にプルタブが混入

生菓子製造業 損害額…**3,198万円**

アルミ缶入デザートの中に蓋のプルタブが混入している商品を発見したため、安全を期して自主回収を決定。主要新聞に社告を掲載した。

概要

●リコールの実施により発生した様々な費用を補償

生産物のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコールを実施した場合に負担する以下の費用を補償します。ただし、リコールの実施に必要なかつ有益な費用であって、リコールの実施を目的とするものに限りま。

※リコール実施の決定を引受保険会社に通知した日(第三者から求償されたリコール費用については回収決定日)から、1年以内に負担した費用に限りま。

補償の対象となる主な費用

新聞等による社告費用	電話等による通信費用	回収生産物の修理費用	回収生産物か否か等についての確認費用
代替品の原価	代金返還費用 (利益を控除後の金額)	輸送費用	臨時倉庫施設賃借費用
人件費 (通常要する人件費を超える部分)	回収生産物の廃棄費用	信頼回復広告費用	在庫品廃棄費用
コンサルティング費用*2			

等

*2 第三者から求償されたコンサルティング費用は補償の対象となりません。

●対人・対物事故発生の「おそれ」を回避するための自主的なリコール費用も補償

補償の対象となるリコール

- 対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物のリコール
- 法令の規定に基づき、製造・販売などを禁止されている製品等のリコール*3
- 品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール*3
- 食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)が生じたことにより実施するリコール*3

*3 実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。

■上記の「補償の対象となるリコール」が、以下の条件を全て満たしている場合に保険金をお支払いいたします。

- ▶リコールの実施が **A.行政庁に対する届出 B.新聞、テレビ等による社告 C.行政庁による回収命令** のいずれかにより客観的に明らかになったこと(インターネットのみによる社告は、Bに該当しません。)
- ▶リコール実施の通知を、補償期間中かつ速やかに引受保険会社にご連絡いただくこと

主な特長

- 回収費用だけでなく、在庫品廃棄費用、新聞等の社告掲載費用、コンサルティング費用等*2も広くカバーします。
- 完成品メーカー等からリコール費用を請求された場合も補償します。
- 食品以外の業種も幅広くカバーし、最大1億円まで補償します。